

第4章

計画の推進方策

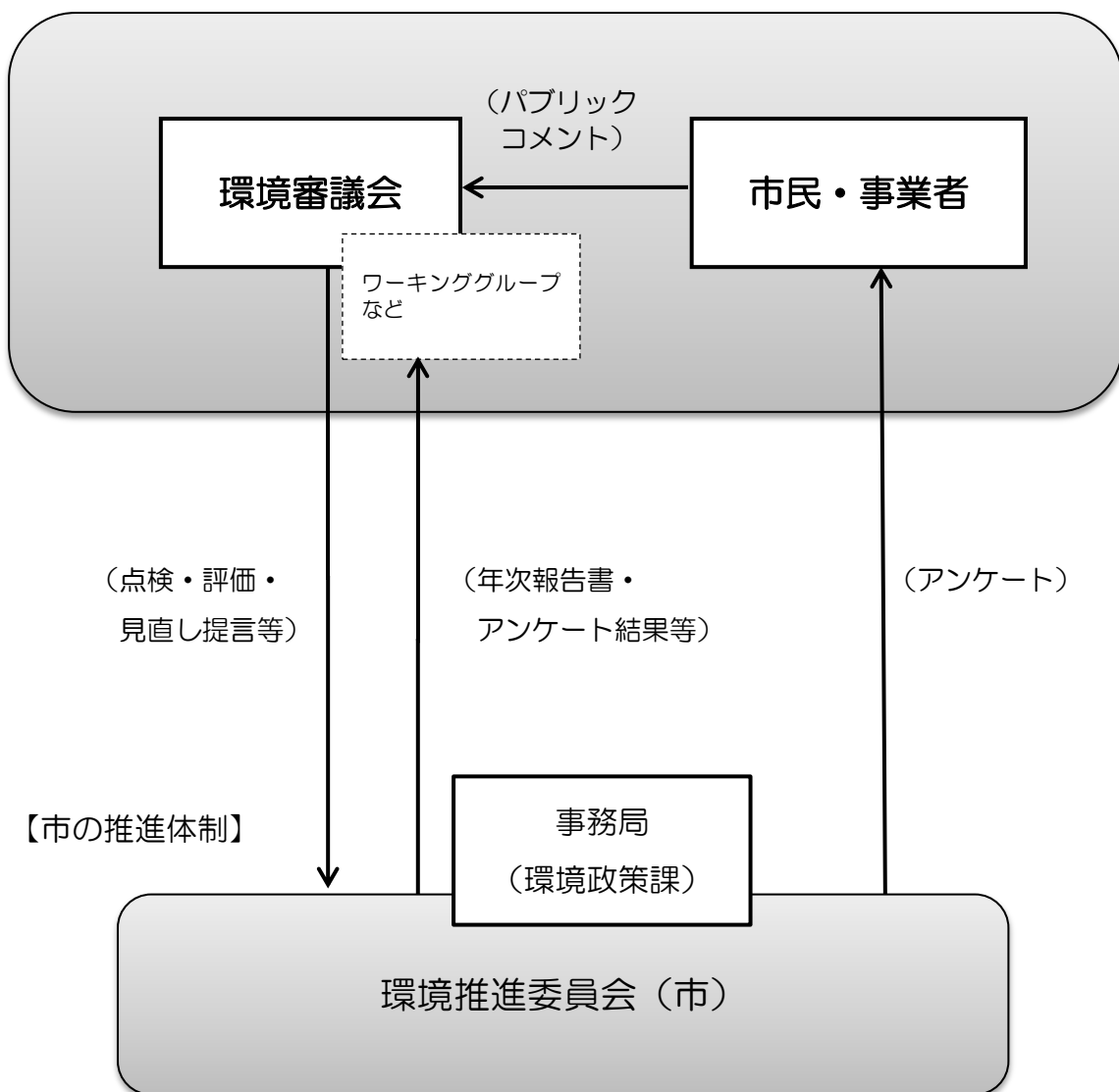
1 組織体制

(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、環境基本条例に基づき組織された「米子市環境審議会」が、計画の進捗状況をまとめた年次報告書（環境白書）について点検・評価を行ない、それに基づいた施策見直しなどの提言を行います。

なお、必要に応じて市民の代表による推進体制の整備に努めます。

【市民・事業者の推進体制】

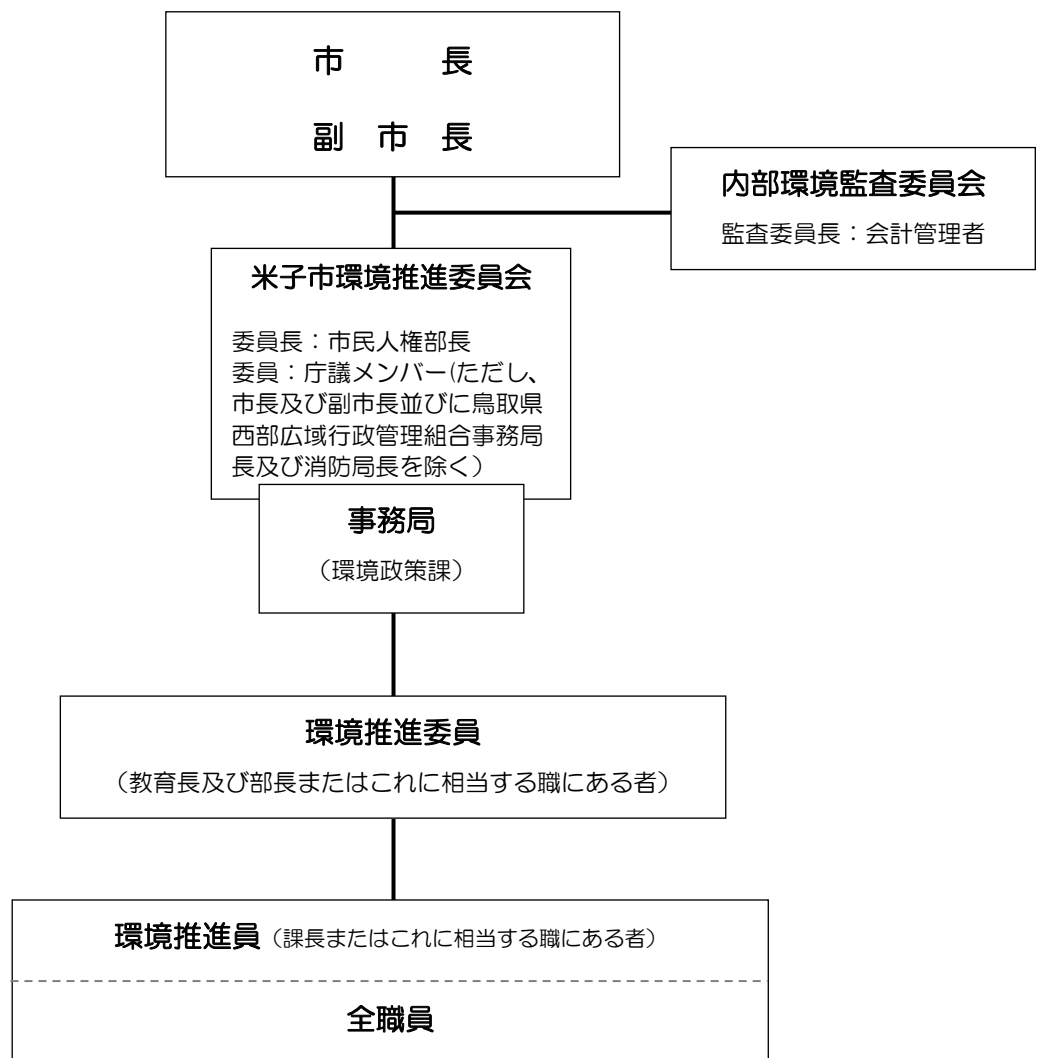


(2) 市の推進機構

平成16年から旧米子市において、環境マネジメントシステム（ISO14001 規格）による省エネルギー及び省資源の推進に取り組んできました。その後、国際規格に沿った環境マネジメントシステムを構築するという初期の目的を達成したため、平成21年12月をもってISO14001の認証を返上し、本市独自の「米子市環境マネジメントシステム(略称：YES)」に移行しました。

平成28年4月には、「米子市環境マネジメントシステム」と「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」の内容を精査し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、従来の推進体制を活用し、地球温暖化などの地球環境問題に対しさらなる取り組みを実践してまいります。

本市の推進組織は、次の図のとおりです。



■図：環境推進委員会組織体系図

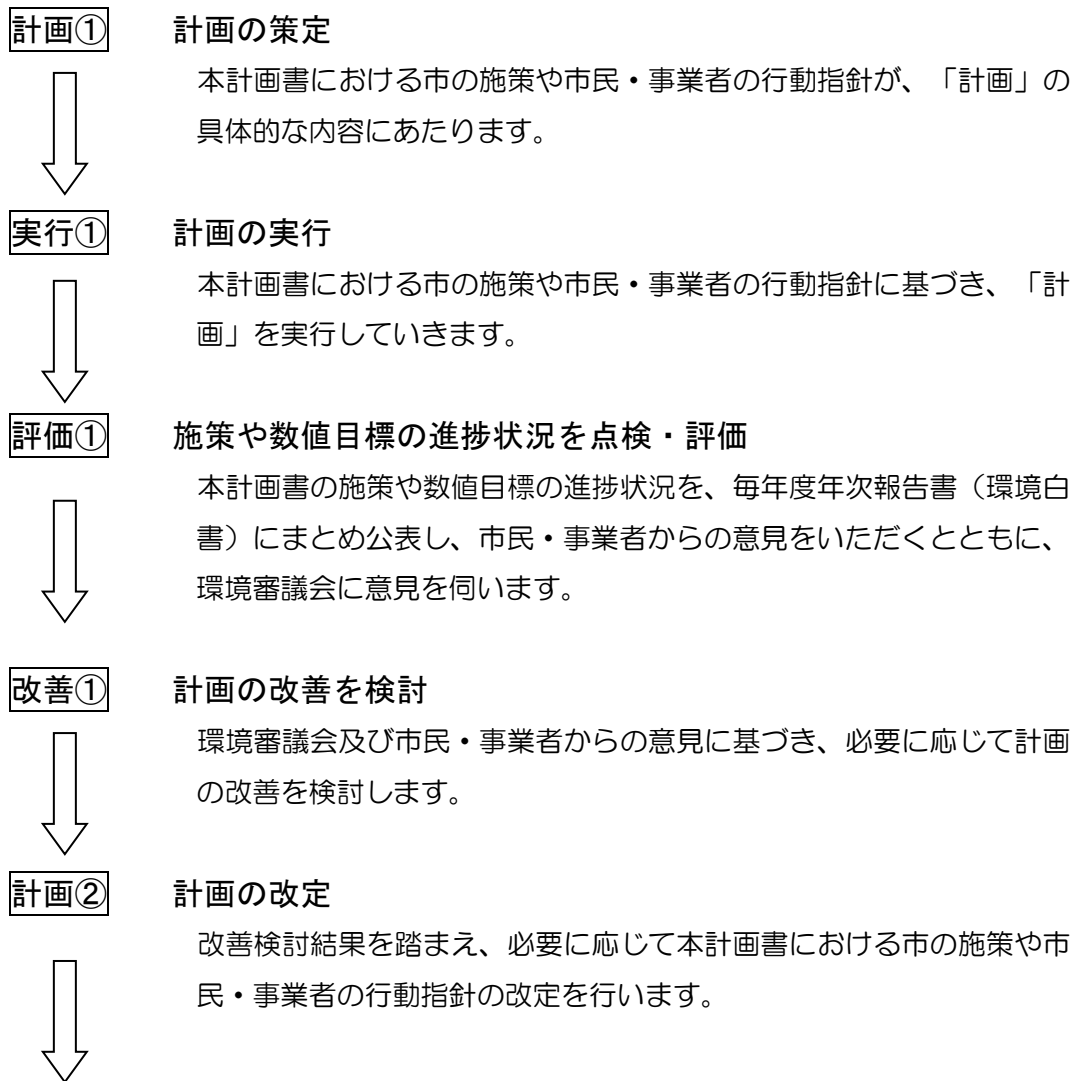
2 進行管理

(1) 管理方法

本計画の施策や数値目標については、米子市環境推進委員会で管理していきます。

(2) 進行管理の流れ

本計画は、米子市環境推進委員会で定める手法に基づき、次のような一連の流れを繰り返すことによって進行管理を行います。



(以下、実行②⇒評価②⇒改善②⇒計画③・・・と続きます)